

(一財)食品産業センター 環境委員会 NEWS

No. 5 6

平成27年8月6日発行

<http://www.shokusan.or.jp/kankyo/committee/index.html>

(一財)食品産業センター環境委員会 事務局 加藤・渡邊

TEL:03-3224-2384/FAX:03-3224-2398

Mail : m-kato@shokusan.or.jp

=====

賛助会員各位

日頃より(一財)食品産業センター 環境委員会の活動にご理解とご協力賜り誠にありがとうございます。
ございます。

配信記事

1. 食品リサイクル法に基づく新たな基本方針の策定、関係省令・告示改正について
さて、標記につきまして、7月31日付けで公布されましたので、お知らせしますとともに、
関係資料を送付します。

また、本件に関するパブリックコメントの結果も同日付で公表されましたので、併せてお知らせいたします。

食リ法関係資料掲載先

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/s_hourei/index.html

パブリックコメント結果掲載先

http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?ANKEN_TYPE=3&OBJCD=100550

※環境委員ニュースは、メール又はFAXで配信しています。FAX版は、添付資料等により送付数が多くなることや、内容を当方より指定させていただいたURLにて別途ご確認をお願いすることがございます。そのため、出来るだけメール配信といたしたく考えます。現在、FAXで配信させていただいている方で、メール配信にご変更いただける方は、事務局までご連絡をお願いします。

事 務 連 絡

平成 27 年 8 月 5 日

一般財団法人食品産業センター 御中

農林水産省食料産業局

バイオマス循環資源課食品産業環境対策室

食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の策定等の周知について

日頃より、食品リサイクル法に基づく発生抑制、再生利用等の推進について御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

平成 27 年 7 月 31 日(金)に食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の策定、関係省令・告示の改正が行われましたので、別紙のとおりお知らせします。

新たに策定された基本方針等を踏まえ、食品リサイクル法に基づく発生抑制、再生利用等の推進に御協力いただくようお願い申し上げます。

また、このことを、傘下会員の方々へ周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、関係資料は農林水産省ホームページにも掲載しておりますので、併せてお知らせいたします。

【農林水産省 HP】

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/s_hourei/index.html

【お問い合わせ先】

農林水産省食料産業局

バイオマス循環資源課食品産業環境対策室

担当：大島、浅浦

代表：03-3502-8111（内線 4319）

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく新たな基本方針の策定、関係省令・告示改正の概要について

平成 27 年 8 月
農 林 水 産 省 食 料 産 業 局
バイオマス循環資源課食品産業環境対策室

1. 趣旨

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。）においては、概ね 5 年ごとに「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を定め、食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進することとされている。

このため、新たな基本方針を策定するとともに、当該基本方針に基づく施策を展開するため、関係省令及び告示を改正。

2. 基本方針、改正省令・告示の概要

(1) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の策定

別紙のとおり。

(2) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の改正

再生利用手法の優先順位について、飼料化、肥料化、その他の順とすることを明確化するとともに、食品関連事業者が自ら飼料を製造する際に遵守する基準として、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成 20 年法律第 83 号）に基づく基準及び規格に適合させることを追加。

(3) 食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の改正

地域における食品廃棄物等の実態をより細かく把握するため、都道府県別の食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量の報告を新たに追加するとともに、事業者の事務負担を考慮し、過去の当該報告を通じて把握が可能な項目等の合理化を実施。

(4) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の改正

登録再生利用事業者による再生利用事業の適正な実施を確保するため、登録に当たり、これまでの再生利用製品の製造・販売の実績を考慮するよう登録基準の要件を強化。

(5) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令第三条第二項の主務大臣が定める期間及び基準発生原単位（告示）の改正

食品関連事業者の食品廃棄物等の発生抑制の目標値として基準発生原単位を定めているところ、今般、直近の定期報告のデータを用いて、「食品廃棄物等の発生量」と「密接な関係をもつ値（売上高、製造数量等）」との間の関係を精査した結果、相関があること等が認められた業種について新たに発生抑制の目標値（基準発生原単位）を設定。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の概要

一 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向

1 基本理念

食品廃棄物等の発生抑制に優先的に取り組んだ上で再生利用、これが困難な場合には熱回収を行い、やむを得ず廃棄処分を行う食品廃棄物等は減量を推進し、もって環境への負荷の少ない循環を基調とする循環型社会を構築。

2 関係者の取組の方向

再生利用等の促進に当たっては、食品関連事業者、再生利用事業者、農林漁業者、消費者、食品関連事業者以外の食品廃棄物等を発生させる者、国、地方公共団体等のそれぞれが、適切な役割分担の下で連携しつつ、積極的に参加することが必要。

3 食品循環資源の再生利用等の手法に関する優先順位及び手法ごとの取組の方向

- 再生利用等の優先順位を発生抑制、再生利用、熱回収、減量の順とする。
- 再生利用手法の優先順位を飼料化、肥料化（メタン化の際に発生する発酵廃液等を肥料の原料として利用する場合を含む。）、メタン化等の再生利用の順とする。

二 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標

業種ごとの再生利用等実施率について、平成 31 年度までの目標を食品製造業 95%、食品卸売業 70%、食品小売業 55%、外食産業 50%とする。

三 食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項

1 食品関連事業者の取組の促進

- 食品廃棄物等多量発生事業者は食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の実施量を総量だけでなく都道府県別にも報告。
- 国は、食品廃棄物等多量発生事業者から報告された食品廃棄物等の再生利用等のデータを業種・業態ごとに整理し、公表。

2 発生抑制の推進

- 食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生原単位が基準発生原単位以下になるよう努める。
- 食品ロスの発生状況をより実態に即して把握し、取組の効果を数値化すること等により国民に対して幅広くその取組の実施を働きかけるよう努める。
- 現段階では基準発生原単位の設定が困難等と整理された業種について、食品廃棄物等のうち可食部及び不可食部の量的把握を行い、発生抑制に関する目標の設定その他の発生抑制の促進のための方策を検討。
- 様々な関係者が連携して、フードチェーン全体で食品ロス削減国民運動を展開。

3 登録再生利用事業者の育成・確保と登録再生利用事業者による食品廃棄物等の適正な処理の促進

- 国は、登録再生利用事業者が存在しない又は非常に少ない地域を中心に再生利用事業者に対する登録再生利用事業者制度の普及啓発を実施。
- 登録の基準に特定肥飼料等の製造及び販売の実績からみて、再生利用事業の実施に関し生活環境の保全上支障を及ぼすおそれがないと認められることを追加。
- 国が法に基づく報告徴収等を実施した上で、必要な場合には立入検査、登録の取消し等の措置等も活用し、登録再生利用事業者への指導・監督を強化。

4 再生利用事業計画認定制度等の推進

- 関係者のマッチングの強化及び地方公共団体の更なる理解の促進等を通じて地域における多様なリサイクルループの形成を促進。
- 消費者は、リサイクルループ等の取組により生産された農畜水産物等の積極的な購入等により、食品循環資源の再生利用の推進に積極的な役割を果たしていくよう努める。
- リサイクルループの取組により生産された農畜水産物等の量等の認定計画の実施状況の把握を行っていく。

5 施設整備の促進

- 家庭から排出された食品廃棄物も含めた再生利用施設やエネルギー利用施設の整備及び既存施設の有効活用に対する支援を行っていくことが必要。
- 市町村が再生利用施設の整備を検討する際には、必要に応じて、食品循環資源以外の廃棄物の活用や民間事業者との連携等の観点を考慮。

6 国と地方公共団体との連携を通じた食品循環資源の再生利用等の取組の促進

- 民間事業者の活用・育成や市町村が自ら行う再生利用の実施等について、一般廃棄物処理計画において適切に位置づけるよう努める。
- 市町村における一般廃棄物の処理料金については、地域の実情に応じて市町村が決定しているところであるが、その際には、食品循環資源の再生利用等の促進の観点も踏まえることが望ましい。
- 市町村は、一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用を進めるため、廃棄物処理に係るコストの透明化等を一層促進。
- 都道府県は、管内の市町村と連携を図りながら、自ら実施する循環型社会形成推進に係る施策に食品循環資源の再生利用等を位置づけて更なる推進を図る。
- 国は、地方公共団体に対して、食品循環資源の再生利用等の制度に係る説明会・意見交換を定期的の実施するほか、法に基づく取組へのより一層の積極的な対応を促す。
- リサイクルループの範囲内における市町村の区域を超えた食品循環資源の収集運搬及び再生利用が認定計画に沿って円滑に行われるよう、市町村の定める一般廃棄物処理計画への位置付けを含め、必要な周知を行う。
- 国は、必要に応じて地方公共団体に対して廃棄物処理法の解釈等について技術的な助言を行うなど、地方公共団体との連携の強化に努める。

7 家庭から発生する食品廃棄物に係る取組

家庭から発生する食品廃棄物の再生利用等について、市町村の果たすべき役割を改めて周知し、消費者による発生抑制の促進や市町村による再生利用施設の整備に対する支援を行うとともに、地方公共団体による先進的な取組事例の積極的な普及・展開を図る。

8 食品循環資源の再生利用等の促進のための普及啓発

先進的に食品循環資源の再生利用等に取り組む優良な食品関連事業者に対して表彰を行い、その取組を評価するなど、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の取組を促進。

9 研究開発の促進

これまでに開発した食品循環資源の再生利用等に係る技術の普及に努めるほか、産学官の研究機関が連携して再生利用等を更に促進するために必要な新たな手法の開発を促進。

四 環境の保全に資するものとしての食品循環資源の再生利用等の促進の意義に関する知識の普及に係る事項

国及び地方公共団体は、環境の保全に資するものとしての食品循環資源の再生利用等の促進の意義に関する知識について、国民への普及啓発を図ることが必要。

五 その他食品循環資源の再生利用等の促進に関する重要事項

関係主体が連携を強化し、食品循環資源の再生利用等に関する施策を一体的に推進し、相乗効果を高めていくことが重要。